

湖池（こいけ）ちゃん着ぐるみ貸出し要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、湖山池マスコットキャラクターである「湖池（こいけ）ちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しの方法等について定めるものである。

（申込み）

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、別添の申込書に記載の上、鳥取市長に申し込むものとする。ただし、市からの希望については、口頭での申込みで可とする。

（貸出し）

第3条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、貸出しが適当と認めるときには、着ぐるみを貸し出すものとする。

- （1）湖山池に関わりのあるイベント等に使用するとき。
 - （2）実施するイベント等は、湖山池に直接関わりはないが、キャラクターのイメージを損なわない範囲で使用し、湖山池及び市のPRに資すると認められるとき。
- 2 申込みが重複する場合は、原則として申込みが早かった順に貸し出すものとする。
 - 3 貸出しは、無料とする。

（注意事項）

第4条 着ぐるみを借り受けた申込者（以下「借受者」という。）は、別添の「湖池（こいけ）ちゃん使用上の注意事項」を遵守しなければならない。

2 借受者は、着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を鳥取市に支払わなければならない。

（確認）

第5条 市の担当者は、着ぐるみの返却時には、貸し出した物品がすべて返却されているか、及び破損又は汚損がないかその場で確認するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

平成 年 月 日

湖池（こいけ）ちゃん着ぐるみ貸出し申込書

鳥取市長様

住所

申込者氏名

印

電話番号

(個人が自署される場合は、押印は不要です。)

湖池（こいけ）ちゃん着ぐるみの貸出しを希望しますので、下記のとおり申し込みます。

記

貸出希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用日年月日	平成 年 月 日
使用目的	※どんなイベント等に使うのかご記入ください。 イベント等のチラシがあれば添付してください。
使用方法	※どういう使い方をするかご記入ください。

注1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。

2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を負担していただきますので、注意してください。

3 運搬に係る経費は、すべて借受者の負担となります。